

止候て令延引候。謹言。

六月廿七日

利家 在印

三輪藤兵衛殿

六月。前田利家、武藏多摩郡高乗寺に、制札を與ふ。

【高乗寺文書】 武藏

二〇三七

武藏撞田

禁制

高乗寺門前共ニ

一、當手軍勢濫妨狼藉事。

一、放火事。

一、對寺家門前之輩、非分之儀申懸事。

右條々堅令停止訖。若於違犯之族者、乍可處嚴科者也。仍如件。

天正十八年六月 日

前田利家 筑前守 在判

六月。前田利家等、武藏鉢形に、制札を建つ。

【小前田村町田文書】 武藏

二〇三八

定

一、鉢形城請取者共濫妨無道之儀、可爲一錢切事。

一、地衆与喧嘩口論之儀、不立入理非、先此方之者可令成敗事。

一、城中地下人其外出入之砌、非分之儀申懸事。

一、町屋に不可陣取事。

一、火之用心已下堅申付事。

右條々於違背之族者、可加成敗者也。

天正十八年六月 日

木村重高 常陸介 在判

淺野長政 彈正少弼 在判

前田利家 筑前守 在判

七月五日。前田利家、武藏入間郡北野村天神社に、祈禱を命ず。

【北野村天神社主文書】 武藏

二〇三九

武州神社司勤之、神祭等令執行、天下之御祈禱可抽丹精者也。

天正十八年 七月五日

前田利家 在印

北野神主

栗原殿

【北野村天神社主文書】

二〇四〇

爲天神宮勸請、黄金貳百枚捧之、御自筆之御經一部、并御太刀一腰むねちか奉納之、愈武運長久可給御祈禱

北野

神主殿

(第二通闕字はもと九月十九日利家在判とありしを、女中狂氣火申して損ぜしめたるなりといへども、文辭疑ふべし。恐らくは假作ならんか。)

七月十日。前田利家、在京の夫人に、相模小田原城主北條氏直の降りたることを報ず。

【三輪文書】

二〇四一

かへすべくもとぞうぶんのごとく申つけ候。御こゝろやすかるべく候。又しみづかたへは、いかほども

こめをわたし候へよし申さるべく候と。

いつもひきやくに御ふみ見り。そこもと何事候はず候よし、まんどく申候。又わかめいよく候や。ゆだんなくやうじやう御させ候べく候。われわづらひもな

く候。一日お山までふみをこし申候。さだめてもたせのぼすべく候。この五日に、おだわらのほうでうぢなをはしりいで候。いへやすのにんじゆじやうないへいれをか

れ候。はやことくすみ候ま、やがてがいちん申べく候。孫四郎・むさし・甚七、いづれもなにごとなく

候。御心やすかるべく候。なを又わかかわづらひ候よし、心もとなく候。きのかたにて候はど、いかやうにもな

ぐさみ候やうに、きずいにやうじやうさせらるべく候と。

天正十八年 七月十日

前田利家 在印

と し 家 在印

(この文書宛所を缺く。案ずるに利家の夫人に與へたるものにして、夫人はその子利政と共に上國に在